



昭島市告示第 89 号

昭島市公式ホームページシステム移行及び再構築等業務委託契約について、公募型プロポーザル方式(以下「公募型」という。)による企画・提案型競争を行うので、次のとおり参加希望者を公募する。

令和 7 年 3 月 19 日

昭島市長 臼 井 伸 介



1 公募型による企画・提案型競争に付する事項及び応募する者の
資格要件等

別表第 1 のとおり

2 欠格事項

以下の事項に該当する者は、公募型による企画・提案型競争に参加できない。

欠格事項

以下の事項に該当する者は、公募型による企画・提案型競争に参加できない。

- (1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定のいずれかに該当する者。
- (2) 東京電子自治体共同運営電子調達サービス(以下「電子調達サービス」という。)において 5 月 9 日までに昭島市への資格登録の見込みがない者。
- (3) 昭島市指名競争入札参加有資格者指名停止基準(平成 30 年 4 月 1 日施行)に基づき、指名停止の措置を受けている者。
- (4) 経営不振の状態(会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)第 17 条第 1 項の規定に基づき更生手続開始の申立てをしたとき、民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)第 21 条第 1 項の規定に基づき再生手続開始の申立てをしたとき、手形又は小切手が不渡りになったとき等をいう。ただし、市長が経営不振の状態を脱したと認めた場合を除く。)の者。

- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に該当する者又は昭島市契約における暴力団等の排除対策措置要綱（平成24年4月1日実施）の措置要件に該当する者又は同要綱により参加停止の措置を受け、その措置が解除されていない者。

3 競争の日程等

別表第2のとおり

4 参加申出に必要な書類等

- (1) 公募型プロポーザル方式参加表明書 1部
- (2) 提出時点で、人口5万人以上の区市町、または国、都道府県などにおいて提案するCMSが稼働していることを示す一覧 1部
- (3) 提出時点からさかのぼって過去5年の間に、人口5万人以上の区市町、または国、都道府県などにおいて、ページの移行作業を伴うホームページの再構築業務を行った実績を示す一覧 1部
- (4) 提出時点からさかのぼって過去5年の間に、構築または再構築を行った区市町、または国、都道府県のホームページ全体がJIS X 8341-3:2016のレベルA、AAに準拠した実績が3件以上あることを示す一覧 1部
- (5) プロジェクトマネージャ実績書 1部
- (6) 電子調達サービスに登録申請中の者はそれが証明できる書類等 1部

※ 参加申出のために提出された書類等は返却しない。

※ (2)、(3)、(4)に関して、掲載件数は原則20件までとし、掲載件数が3件に満たない場合は参加資格なしとする。掲載件数が20件を超える場合は、人口規模が10万人程度の区市町を優先して掲載し、他は導入時期または構築、再構築後にホームページを公開した年月日が最近のものから順に掲載すること。

※ (5) には再構築業務委託の総合的な責任を担う予定の者について記載すること。

5 参加資格確認結果の通知

参加申出をした者全てに確認結果を通知する。

6 提案上限額

- (1) イニシャルコスト（令和7年度経費）36,300,000円（消費税及び地方消費税を含む）
導入・適用及びデータ移行等

- (2) ランニングコスト（令和7年度経費）514,800円（1か月分／消費税及び地方消費税を含む）

CMS等保守・公開開始から令和8年3月まで

※ランニングコストに関しては、別途契約をする。

7 公募型による企画・提案型競争の方法等

別添「昭島市公式ホームページシステム移行及び再構築等業務委託 企画・提案型競争実施要領」（別紙1）のとおり

8 参加者の失格

参加者が以下の事項に該当したときは失格とする。

- (1) 業務提案書の作成にあたり、第三者の著作権を侵害する提案をしたとき。
- (2) 業務提案書等に虚偽の記載があることが判明したとき。
- (3) 関係会社を含め、2以上の業務提案書等及び見積書を提出したとき。
- (4) 他人の代理を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。
- (5) 必要な書類が所定の日時までに所定の場所に到着しないとき。
- (6) 業務提案書等の記載事項が不明であるとき、又は不備が改められないとき。
- (7) 審査過程において違法又は不当な行為があったと認められるとき。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、本実施要領で指定した事項に違反したとき。

9 契約の締結

契約期間は契約締結日から令和8年1月27日まで

10 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金の納付又は昭島市契約事務規則（昭和40年昭島市規則第4号）第46条に規定する担保を必要とする。ただし、同規則第45条第2項第1号に該当する場合は、免除とする。

11 代金の支払条件

- (1) 代金の支払は、契約書の定めのとおりとする。

(2) 前払金は支払わない。

12 問合せ先

昭島市役所企画部広報課広報係

住 所 〒196-8511 昭島市田中町一丁目17番1号

電 話 042-544-5111 内線2369

F A X 042-546-5496

メール koho@city.akishima.lg.jp

別表第1

公募型による企画・提案型競争に付する事項及び応募する者の資格要件等

件 名	昭島市公式ホームページシステム移行及び再構築等業務委託
営 業 種 目	情報処理業務
実 施 要 領 等	別添「昭島市公式ホームページシステム移行及び再構築等業務委託実施要領」（別紙1）及び「提出書類様式集」（別紙2）参照 ※上記、実施要領については昭島市のホームページからも参照可
仕 様 書 等	別添「昭島市公式ホームページシステム移行及び再構築等業務委託仕様書」（別紙3）参照 ※上記、仕様書については昭島市のホームページからも参照可
契 約 期 間	契約締結日から令和8年1月27日まで
参加資格要件	以下の条件を満たしていること。なお、関係会社において2者以上申し込みがあった場合は、当該申込者は全て失格とする。 （1）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当しないこと。 （2）公募型プロポーザル方式参加表明書提出時点で、東京電子自治体共同運営電子調達サービス（以下「電子調達サービス」という）において昭島市に登録があり、かつ、営業種目「情報処理業務」に登録がある。または、同様の内容で登録申請をしており、5月9日までに資格の取得見込みがあること。 （3）昭島市指名競争入札参加有資格者指名停止基準（平成12年4月1日施行）に基づき、指名停止の措置を受けていないこと。 （4）経営不振の状態（会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項の規定に基づき更生手続開始の申立てをしたとき、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項の規定に基づき再生手続開始の申立てをしたとき、手形又は小切手が不渡りになったとき等をいう。ただし、市長が経営不振の状態を脱したと認めた場合を除く）にないこと。 （5）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に該当する者でないこと、昭島市契約における暴力団等の排除対策措置要綱（平成23年4月1日実施）の措置要件に該当しないこと、又は同要綱により参加停止の措置を受け、その措置が解除されていること。

	(6) 電子調達サービスにおいて本店を登録している者は本店所在地が、営業所を登録している者は当該営業所所在地が、東京都内又は近隣県（埼玉県、千葉県又は神奈川県）であること。なお、登録申請中の場合は本店を申請中の者は本店所在地が、営業所を申請中の者は当該営業所所在地が、東京都内又は近隣県（埼玉県、千葉県又は神奈川県）であること。 (7) 公募型プロポーザル方式参加表明書提出時点で、人口5万人以上の区市町、または国、都道府県などにおいて3件以上稼働しているCMSを提案できること。 (8) 過去5年以内に、人口5万人以上の区市町、または国、都道府県などにおいて、ページの移行作業を伴うホームページの再構築業務を行った実績が3件以上ある (9) 過去5年以内に構築、または再構築を行った区市町村、または国、都道府県のホームページ全体が JIS X 8341-3:2016 のレベル A、AA に準拠した実績が3件以上あること。 (10) ISO27001、または、プライバシーマークの認証を取得していること。 ※再委託契約を行う場合は、再委託業者についても（1）、（3）、（4）、（5）の資格を有していること。 ※参加資格をすべて満たしていても、市長が不適当であると認めた者については失格とする場合がある。
--	---

別表第 2

公募型による企画・提案型競争の日程等

(書類の提出等は、全て企画部広報係とする。)

参加表明書等の提出	令和 7 年 3 月 19 日から令和 7 年 3 月 28 日の午後 5 時まで (注 1) (注 5)
参加資格確認結果通知書等の通知	令和 7 年 4 月 3 日 (注 2)
業務提案書の作成等に関する質問の受付	令和 7 年 4 月 4 日から令和 7 年 4 月 11 日の午後 5 時まで (注 3)
業務提案書の作成等に係る質問の回答	令和 7 年 4 月 16 日の午後 5 時まで (注 4)
業務提案書等の提出	令和 7 年 4 月 4 日から令和 7 年 4 月 21 日午後 5 時まで (注 1) (注 5)
第一次審査・評価結果通知 第二次審査参加要請	令和 7 年 5 月 13 日 (注 2)
第二次審査・評価 (プレゼンテーション評価)	参加要請書の送付から約 1 週間後を予定。正式な日程は、 参加資格確認通知の際に、参加資格ありの者に対して通知 する。
第二次審査・評価結果通知	令和 7 年 6 月 3 日 (注 2)

注 1 土曜日、日曜日及び祝日を除く。

注 2 メールにて通知し、同日、原本通知書を発送する。

注 3 業務提案書等作成に関する質問は、メールで提出すること。

注 4 質問があった場合は、すべての参加資格者にメールで回答する。

回答内容は、契約時に調達仕様書に含む。

注 5 提出日が決定したら、広報係に電話連絡をし、来庁日時の調整を必ず
すること。